

所管部課	企画財政部 企画政策課	部長	神山 尚
件名	東大和市事務決裁規程の一部を改正する訓令について		
	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例 規則		
	部課 機関		
<p>1 要旨</p> <p>当規程において決裁責任者及び代決者がともに不在になったときの対応について定めがないことから、東大和市事務決裁規程の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正理由</p> <p>「東大和市事務決裁規程」において、決裁責任者が不在のときには、あらかじめ認められた範囲内で、一時当該決裁責任者に代わって決裁をし、事務を執行できると定めている。代決することが出来る者は、不在となった者より職位が下位の者と定めているが、決裁責任者及び代決者がともに不在となったときの対応については定めがない。</p> <p>そのため、決裁責任者及び代決者がともに不在のときに、職位が直近上位の者が代決することができるよう一部改正を行う。</p> <p>(2) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁責任者及び代決者がともに不在のときに、職位が直近上位の者が代決することができる旨の規定の追加 ・令和6年4月1日付組織改正に伴う部名の修正 ・国民健康保険出産費資金貸付基金の廃止に伴う文言の修正 <p>(3) 施行日</p> <p>令和6年4月1日</p>			
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課による事前審査済み</p>			
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>			
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進める。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。